原告　「神戸と地震」では「大地震」となっているのに、兵庫県の報告書では「震度５」となっている。

垣見　それは知らない。

原告　この二つの報告書の結論について、どう考えるか？

垣見　兵庫県のその報告書が「震度５」としか評価していないとすると、すこし過小に評価していると思う。

原告　それから、最初の神戸新聞の記事の中に、神戸大学の当時の工学部長の田中茂さんが、「今は心配ない。１０万年単位の長期警告である」という見出しで、こういうことを言っている。「断層破砕帯が今にも変動を起こすと考える人が多いかもしれないが、そんな心配はない。また、おそらく破砕帯の上には風化した花こう岩が千メートル近く堆積していると考えられる。地表にむきだしになっている破砕帯と違い、その分厚い堆積層のため、地中の破砕帯付近で起きた変動エネルギーも地表に達する時にはかなり弱められるというのが妥当だ」と言って、大震災が近く起こるということを否定されているが、このことについては？

垣見　活断層が地震を起こすことは間違いない。田中さんは、活断層の変動がいつ起こるかを問題にしている。我々は、何千年か何万年に一回起こる可能性がある、とは言っているが、いつ起こるかということについては、明日にも起こるかも知れない、としか言えない。それを、このようなかたちで、危険性は全然ないといった受け取り方をされることは注意する必要がある。

それから、破砕帯がうんと下にあるから、その影響が地上では無くなるというのは、現在の知識で言うなら、そうした軟弱な地層で覆われるほど地震動は大きくなるので、私は賛成できない。

原告　そうすると田中さんには失礼だが、軽率だということ。

垣見　そういう意味では、そう言わざるを得ない。　（以下次号に続く）

会計報告（'97.7/1～7/31）

収入	
会費	２４、０００
ニュース講読料	２８、５００
カンパ	５、０００
コピー代	３、４８０
計	６０、９８０
支出	
ニュース印刷代	２２、０５０
郵送料	９、９７０
振替手数料	１９０
資料費	５、６９４
事務用品費	１２、０００
謝礼	３、５００
証人準備補助	１２０、０００
公判援助費	３０、０００
公判参加補助	１０、０００
計	２１３、４０４
差引	－１５２、４２４
積立金合計	１、８６３、０２６

伊方訴訟ニュース

第288号
1997年８月15日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先 〒530 大阪市北区西天満４－９－15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06－363－2112 口座 00930-0-48780

２号炉第61回公判

数々の証拠資料を突き付けた住民側の追及に 安全審査での判断の誤りを垣見証人が告白

７月４日、松山地裁前には、当日の公判が重要な山場であるためか、いつもより早くから傍聴券入手の列ができる。ところが、裁判所側は、いつもは開廷３０分前から配布する抽選券を１５分早めて手渡したために、遅れて券を入手できなかった市民も多く、裁判所側に抗議する場面も。

法廷の原告席には、地震のことで準備書面作りや法廷で頑張ってこられた大野さんの顔もあり、斉間さん、近藤さんらとともに、まさに“役者の揃い踏み”といった感じ。

開廷直後から、原告住民側の「敵性証人」として出廷した垣見証人に対する原告側からの尋問が始まる。トップバッターは斉間さん。

尋問は、阪神大震災についての証人の感想・反省から。意表をつかれた様子の証人は、素直に、活断層学者として６千名もの悲惨な犠牲者を出したことを残念に思うと答え、活断層の指摘は１０万年単位の警告、との当時の神戸大学工学部長の見解も厳しく批判。

次いで尋問は、阪神大震災後に、原子力安全委員会が、最近の安全審査で使われている「耐震設計審査指針」を再検討した報告書に移る。その報告書は、動いた活断層からわずか２Ｋｍの地点にある神戸大学に、原発を立地した、との仮定から出発している。そのことについて、原告側は次のように尋ねた。

「活断層がごく近くにあり、しかも、地震予知連絡会が近く地震が起こる可能性が高いと指定した地点に、原発を建てるという発想は、過去及び将来に、大きな災害をもたらすような事象が無いこと、という『立地審査指針』の原則に反するのではないか」と。

これに対して垣見証人は、明らかに動揺しながらも、「耐震設計」で大丈夫と判断される場合には、周辺住民に大きな災害をもたらすようなことはない、と防戦。

さらに尋問は、高知大学岡村教授による伊方沖での活断層調査のことに移る。どういう答えが返ってくるかと緊張した法廷の中で、垣見証人は次のように証言し、傍証席はもちろんのこと、裁判所、被告国側、取材記者にも大きな衝撃を与えた。

「高知大学の岡村先生らのグループの調査方法は精度が高いし、研究の進め方も着実で、伊方沖に活動度の高いＡ級活断層があるという結論も信用できる」と。

また、岡村教授のグループが１９９２年に

発表した論文で、「四電が実施した音波探査の方法は、最も上層部の地層である沖積層中の構造を議論するのには不適当である」と批判していることも、「そのとおり」と、あっさり認め、住民側尋問者さえ驚く。

次に立った近藤さんは、２号炉安全審査を担当した垣見証人が、国側証人として出廷した際にも、安全審査での次のような判断を繰り返し証言していたことを追及。

「四電の音波探査データからは、断層は、１万８千年前から堆積し始めた沖積層を切っていないので、その活動性は低い」と。

近藤さんは、安全審査の際に判断材料とされた四電の音波探査地層図を垣見証人に示しながら、厳しく追及。はじめは、１万８千年でなく１万年ほど前かもしれないとか、この資料以外の生データを見て判断したように思う、などと逃げていたが、最後には、次のように告白し、法廷内にざわめきが起こる。

「確かに、この資料では、沖積層が断層によって切られていないと判断できない。岡村先生の調査結果が出た現在では、以前の判断は間違っていたように思う」と。

午後からは、大野さんも加わって、証人も存在を認めたＡ級活断層が動いて起こる地震について、厳しい尋問が続く。沖合間近くにある活断層による地震動は、２号炉安全審査で承認された設計加速度２００ガルを上回るではないか、という点が尋問の中心。これに対して垣見証人は、言を左右にしながら、次のように述べ、安全判断には問題なかったとの姿勢は変えなかった。

「２号炉安全審査当時は、活断層の影響は考慮しなくてもいいことになっていた。しかし、念のために『断層モデル』という方法で推定した地震動は、設計許容最大加速度の３００ガルを少しこえる程度であったので、問題ないと判断した」と。

最後は、再び、斉間さんが登場。神戸大学とそっくりな危険な地点の伊方原発敷地に、超危険な原発を建てることは、「立地審査指針」の原則に反しているではないか、と。

尋問の途中で、国側代理人が「原告側の意見について証人に尋ねるのは不当である」と抗議し、それに対して裁判長が「原告は、安全審査でそうした問題をどう判断したかを尋ねている」と、助け船を出す場面も。

結局、垣見証人は、活断層に耐える耐震設計さえ出来れば、「立地審査指針」に反しない、との見解を繰り返すだけであった。

最後に、次回は１１月２８日に開き、垣見証人に対する国側の“反対尋問”と、それに対する住民側からの補充尋問とを午前中に行うことをきめ、閉廷。

合計５時間以上も続いた住民側の尋問と、それに対する証言の記録は、本号から順次掲載していく予定。

言い逃れを探す証人の後ろ姿に哀れを

原発さよならえひめネットワーク
有重由紀子

この２号炉裁判に、以前被告側証人として出廷した垣見氏が、今回は原告側から申請して証人に認められたと言うことで、是非傍聴したいと思っていた。

裁判所玄関に当裁判の告知板が置かれ、９時３５分から傍聴券配布と書かれていたが、何故か３０分には籤引きが終ってしまった。今までの裁判では、開廷１５分位前に傍聴券を渡していたために、そのつもりで集まった支援の人々は、傍聴券が貰えず締め出された。山場と言われるこの裁判に、急に時間を早めたのは何か作為を感じ不愉快だった。

原告団の方々、いつも気楽にお付き合いさせて頂いているが、今日はお顔が厳しく、緊張がみなぎっているのを感じた。原告本人裁判の大変さを常々聞いてはいるが、特に「敵性証人」が認められた重大さから、その真剣さが極に達しているのでは、と思えた。

被告側は裁判記録や資料も手分けして持ち込み、整然と高く積まれている。裁判所側も台車に載せて運び込むほどの大量である。これに較べ原告側は、裁判にかける人数も時間も少なく、それぞれの仕事を削っての勉強や資料集めに、整理もままならず大変だなとつくづく思った。

開廷前、「今日は大野さん来てくれたね」と言う声が聞こえた。大野さんは漁師さんで、出稼ぎをされているとかで、ここしばらく裁判ではお顔を見なかった。地層、地震等について独学で勉強されてとても詳しく、以前にも私も教えて貰ったことがある。きっとこの裁判のために、仕事を休んで帰って下さったのだと、支援者側の期待が高まる。

開廷最初は斉間さんからの尋問で、阪神大震災のことから始まる。垣見氏は、一般市民へ大地震の可能性が知らされていなかったことを残念に思うと反省の気持ちを語った。

伊方原発の直ぐ前に二つのＡ級活断層があるという岡村教授の調査研究については、垣見氏から否定や批判らしい言葉は一言も無く、それを認める発言があった。それだけでなく、岡村グループの研究は緻密に良くやられれているという褒め言葉さえ出たのに、驚くと同時に、「ヤッタ」という思いで胸が一杯になった。

次の近藤さんの尋問は、専門的で難しく、証人の声も聞き取りにくかった。しかし、１万年以降は動いていないから安全と認めた立地審査が、当時の音波探査の技術の未熟さにより判断ミスがあったと、弁解とも取れる証人の発言を聞いた。

安全審査会では、証人自身が調査して判断したものではなく、原発推進側の電力中央研究所の調査資料に基づき、特に緒方氏というひとの報告を承認しただけということが、垣見証人の言葉の端々から聞き取れた。

食品添加物や農薬の審査会でも、大抵メーカー側の実験試料に基づいて、短時間で審議、承認と聞いているが、原発もまた同じ構造だと改めて思った。エイズ問題で人命を軽んじた行為に怒りが爆発したが、原発のように多くの命、広い環境を破滅さす危険性の高いものさえ推進側任せの審議しか行われていないことを知り、恐ろしさと怒りで息苦しくなり、そして悲しくなってしまった。

午後の法廷では、地震の特別観測地域であり断層が存在する場所に、原発を作ったことは設置許可条件に反すると思わないか、との質問に対し、被告側から「感想を聞いてはならない」とクレームがついたが、裁判長が言葉を少し言い変えて証人に問う場面があり、原告の気持ちが裁判官にも伝わっているなと感じ、少し明るい気持ちになった。

垣見氏は地震の危険をはっきり認めながらも、耐震設計により安全性が確保出来ると結論した。但し、設計は自分の専門ではないが、と矛盾を暴露している。最後は言い逃れを探す疲れた証人の後ろ姿に、少々哀れを感じた

のは私だけだっただろうか。

原告の奮闘に驚嘆

東京在住　田窪祐子

７月４日、松山地裁で行われた２号炉訴訟の第６１回公判を傍聴しました。

私は、現在大学院博士課程で社会学を専攻し、原発をめぐる政治課程を研究対象としています。ちょうどこの公判の１か月ほど前に伊方町を初めて訪問し、今回の裁判の原告でもある広野さんや斉間さんを始め、伊方原発反対運動に関わってこられた方々にお話を伺う機会を持つことができました。その際、今回の公判が本件訴訟の一つの「山場」であると教えて頂き、ぜひ傍聴したいと思い、東京から高速バスで行くことにした訳です。

被告席にぎっしりと３列に並んだ国側の代理人たちに対峙して、普段通りの服装で、資料で一杯の紙袋を持った原告の皆さんが座った姿は、この訴訟の象徴的イメージとして非常に印象に残りました。国を相手取った訴訟として当然のことながら、原告と被告がそれぞれ持っている資源が、資金や専門的能力などの点で、途方もない差があること、更にそれにもかかわらず原告の皆さんが訴訟を通じて闘うことを選択され、これまで何と２０年近くも裁判を継続されてきたということの重みを改めて実感しました。

今回の裁判では、被告国側が、元は自分たちが喚んだ証人の証言によって、原子炉設置許可に問題はないという自分たちの主張の根幹を揺るがされることになるという、日本の原発裁判史上でも極めて珍しいと思われる“事件”を目の当たりにすることになりました。　元安全審査委員の垣見証人は、伊方沖のＡ級活断層の存在や、四電が行った調査の不十分さを、驚くほどあっさり認めましたが、原告住民側が突き付けた事実を、いかに国側に不利になるとしても、科学者としては認めざるを得なかったのでしょう。

このような情報を、専門家の手を借りることなく自分たちで探し出し、公判の場で、いわば武器として完璧に使いこなした原告の皆さんのご努力は、本当に驚嘆すべきものだと思います。資源が圧倒的に限られている原告が、「情報」という最重要資源を最も効果的に活かすことのできた非常に貴重な“勝利”と位置付けることができるのではないでしょうか。

運動としての訴訟、とくに「本人訴訟」の持つ可能性を、もう一度捉え直さなくては、と考えた一日でした。

垣見証人主尋問の内容

－２号炉第６１回公判（1997年7月4日）－

（その１）

阪神大震災についての反省

原告　ご苦労さんです。まず最初に、６千名以上もの死者を出した阪神大震災について、地震学者であり地質学者としての証人の感想というか、どのように反省しておられるかについて。

垣見　感想はいろいろあって、一言ではなかなか言いにくい。私も現地に３、４回行って、その状況を視察したり、調査もしたが、やはり、大都市のごく近くに活断層があるところでは、活断層に十分注意した耐震設計なり地震対策をしなければならない。断層だけでなく地盤の方も調査して地震に耐えるようにしなければならない、ということを痛切に感じた。

原告　６千名以上もの死者が出たということについては？

垣見　そういうことが原因で悲惨な犠牲者が出たのだから、そういう犠牲者に報いるためにも、活断層なり地盤なりに十分注意を払って、耐震設計なり地震対策をたてるべきであると感じた。

原告　これは去年４月の「原子力工業」誌だが、これに垣見さんが阪神大震災について書かれていますね。

垣見　はい。

原告　この中（６４頁）で、次のように書いていますね。「大震災の発生の可能性を警告してきた学者もいるのだが、一般の人はもとより、防災関係者に十分伝わらなかったのは残念であり、活断層研究者としてはまことに申し訳ないことだと思う」と。

垣見　はい。非常に残念なことだった。

原告　ここにあるのは、１９７４年１１月の「神戸新聞」夕刊だが、ご存じか？

垣見　いいえ。

原告　これによると、当時、神戸市が大阪市立大学の藤田教授にお願いし、神戸に地震が襲ってきたらどうなるかを調査してもらったまとめ、それを報じた記事ですね。

垣見　はい。

原告　それによると、神戸市では大地震の可能性があると報告しているが、そのことはご存じなかったか？

垣見　こういう新聞に出ていたことは知らなかったが、大阪市立大学の藤田先生のグループがこの地域を詳しく調査したということは知っているし、その結果活断層が存在し、その一部は神戸の地下にも推定される、という話は聞いている。

原告　２３年前からそういう調査がされていたということですね。

垣見　はい。

原告　神戸市からの依頼を受けてやっていたということもご存じか？

垣見　神戸市からの依頼もあったでしょうし、当時私がおりました地質調査所でも、そのへんの地質図を作ってもらったという経緯があるので、よく知っている。

原告　この新聞記事にある「神戸と地震」という報告書は知っていたと？

垣見　いや、その本は知りません。

原告　さきほど、「一般の人たちや防災関係者には伝わっていなかった」と言われましたが、この記事によると、一般の人たちにも知らされていたのでは？

垣見　藤田先生らが、この本を出して、神戸では大地震の可能性があると警告していた。確かに、一部の人たちはそれを読み、防災関係者にも伝わっていたと思いますが、その切実さというか、あえて言えば半信半疑といった受け取り方だったのではないかと思う。

原告　どちらにしても、こういう風に新聞でも報道されていたし、行政にも報告書が出されていたということが、２３年前に神戸市であったというのは事実ですね？

垣見　その新聞は初めてだが、神戸市の依頼を受けて調査していたということは聞いている。

原告　ここにある資料によると、「神戸と地震」という報告書のほかに、その４年後にもう一つ「兵庫県下地震対策調査報告書」というのが出ているが、これはご存じか？

垣見　いえ、直接そういう報告書が出たということは知らない。

原告　それでは、この内容も知らない？

垣見　そうです。あとから、藤田先生のグループが、いろいろ資料を出されたということは聞いているが、具体的にこういう報告書が出ていたことは知らない。